

(保 62)

平成24年6月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

官報掲載事項の一部訂正について及び日本医師会作成
「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤表（その3）の送付について

平成24年度診療報酬改定関連の告示・通知等につきましては、平成24年3月6日付け日医発第1114号（保253）「平成24年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成24年6月12日付け「官報掲載事項の一部訂正について」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い、日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」についても修正が必要な箇所について、別添のとおり正誤表（その3）を作成しております。（訂正のあった告示は、下記のとおりです。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【改定診療報酬点数表参考資料の正誤】

○平成24年3月5日付け

- ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第76号）
- ・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第77号）
- ・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第78号）

○平成24年3月19日付け

- ・複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件

(厚生労働省告示第138号)

<添付資料>

1. 官報掲載事項の一部訂正について

(平24.6.12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

2. 改定診療報酬点数表参考資料（平成24年4月1日実施）《正誤表（その3）》

(日本医師会)

事務連絡

平成24年6月12日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成24年3月5日付官報（号外第49号）等に掲載された平成24年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

平成二十四年三月五日(号外第四十九号)厚生労働省告示第七十六号(診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(印刷誤り)

一〇	上	終わりから三	4 保険医療機関	4 保険医療機関
三六	下	終わりから一	行い、かつ、	行い、かつ、
三七	下	八	HB _s 抗原、HB _s 抗体	HB _s 抗原、HB _s 抗体
四二	上	五	、区分番号	、区分番号
四五	下	二〇	注	注
七〇	下	終わりから二	第2部	第2部
八二	下	六	薬価	薬価
九五	下	終わりから四	薬価	薬価
一二五	下	九	にき	数にき

(原稿誤り)

八	上	終わりから一	三十一日	三十日
一五	下	一	ト	ト
二二	上	四	特定入院料の	特定入院料の
五〇	上	終わりから八	月一回	月一回(別に厚生労働大臣が定める)
六三	下	九	30	35

一五〇 上 二 終わりから二

ㄨㄚ

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十七号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七七	下	終わりから三	栄養管理実施加算を
一九〇	上	一四	算定している
			中札内村
			栄養管理計画が策定
			されている
			中札内村

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一九三	下	九	外来緩和ケア診療
一九八	上	十	緩和ケア
		三	訪問看護
二〇七	上	一六	訪問看護
二二二	下	二〇	訪問看護
			外来緩和ケア
			緩和ケア診療
			訪問介護
			苔癬
			行こう

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九八ページ上段終わりから一六行目と終わりから一五行目の間に次のように加える。

四の三 訪問看護指示料の注2に規定する者

気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者

一九八	上	終わりから一	四の三
		五	四の四
	下	終わりから一	通わせる

える。

本文中「別表11」を「別表17」に改める。

改定診療報酬点数表参考資料 (平成24年4月1日実施) 《正誤表(その3)》

1. 平成24年3月5日付 厚生労働省告示第七十八号との正誤

特掲診療料の施設基準等(告示)		
605	四の三 介護職員等 喀痰吸引等指示料 に規定する別に厚 生労働大臣が定め る者	<p>(9) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号) 第五条第一項第四条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者(当該事業を行う事業所が児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条に規定する児童発達支援センター又は主として重症心身障害児(同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせるものである場合を除く。)及び同令 第六十六条第一項第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者(当該事業を行う事業所が主として重症心身障害児を通わせるものである場合を除く。)</p> <p>(10) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者 及び、同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者 並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者(同法第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者を除く。)</p>

2. 平成24年6月12日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
13	A103 精神病棟 入院基本料	注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ ～ コ <<略>> エ 病棟薬剤業務実施加算 テ データ提出加算
24	A213 看護配置 加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
194	C007 訪問看護 指示料	注2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については、月2回）に限り、所定点数に100点を加算する。
第3部 検査		
250	D211-3 時間 内歩行試験	注2 区分番号D007の 30 35 に掲げる血液ガス分析、区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D220からD223-2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
基本診療料の施設基準等（告示）		
520	第八 入院基本料等 加算の施設基準等	二十八 栄養サポートチーム加算の施設基準等 (2) 栄養サポートチーム加算の対象患者 栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であって、 <u>栄養管理実施加算を算定し栄養管理計画が策定され</u> ているものであること。
535	別表第六の二 厚生 労働大臣が定める地 域	一 ～ 三 <<略>> 四 北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、 <u>中札内村中札内村</u> 、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の地域 五 ～ 三十 <<略>>
特掲診療料の施設基準等（告示）		
605	第四 在宅医療	四の二 厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者 <<略>> <u>四の三 訪問看護指示料の注2に規定する者</u> 気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状

		<p><u>態にある者</u> 四の三四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者 <以下略></p>					
<p>複数手術に係る費用の特例（告示）</p>							
699	別表第一	<table border="1"> <tr> <td>K 5 6 0</td> <td>大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）（<u>上行大動脈（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）並びに上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。</u>）</td> <td>K 5 5 5</td> <td>弁置換術</td> </tr> </table>		K 5 6 0	大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）（ <u>上行大動脈（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）並びに上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。</u> ）	K 5 5 5	弁置換術
K 5 6 0	大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）（ <u>上行大動脈（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）並びに上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。</u> ）	K 5 5 5	弁置換術				